

会議名称		令和3年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和3年7月29日(木) 14時00分から16時40分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員	佐藤会長、井口委員、石川委員、氏橋委員、内山委員、小林委員、佐久間委員、中島委員、村本委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、松本委員、矢口委員、渡辺委員、浅見委員、加藤委員
	実施機関	秋吉高齢者施策課長、高倉児童青少年課長、高取課税課長、加藤健診担当課長、滝川保健予防課長、本橋生涯学習推進課長、犬飼高井戸事務所担当課長、福原子ども家庭部管理課長、堀川生活困窮者自立支援金担当課長、田森文化・交流課長、高橋区民課長、三ツ木新型コロナウイルス予防接種担当課長
	事務局	手島情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会〔制度概要・関係例規〕 ・資料2 令和3年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料3 令和3年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・会議次第

【会議内容】

- 1 令和3年度第2回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第29号	敬老事業に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第8号	成人祝賀に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第30号	成人祝賀に関する業務の外部委託について(追加・変更)	決 定
諮問第31号	成人祝賀対象者管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第9号	社会保障・税番号制度の拡充に伴う業務の登録について(追加)	報告了承
報告第10号	情報連携に係る電算入力記録票等への「特定個人情報の項目」の記録について(報告)	報告了承
諮問第32号	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて	決 定
諮問第33号	生活保護に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第34号	生活保護に関する業務の外部結合について(追加・変更)	決 定
諮問第35号	生活保護レセプト管理(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第11号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第12号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第13号	演劇の公演に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第36号	演劇の公演に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第14号	戸籍に関する業務の登録について(追加)	報告了承

報告第 15 号	戸籍の附票に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 16 号	戸籍に関する業務の外部結合について（追加）	報告了承
報告第 17 号	戸籍の附票に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第 18 号	戸籍事務処理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
報告第 19 号	住民基本台帳ネットワークシステム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
報告第 20 号	戸籍の附票に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 37 号	戸籍の附票に関する業務の外部結合について（追加）	決 定
報告第 21 号	電子申請サービス及びA I - O C Rを活用する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 38 号	電子申請サービス及びA I - O C Rを活用する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 39 号	電子申請サービス及びA I - O C Rを活用する業務の外部結合について（新規）	決 定
報告第 26 号	予防接種に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 42 号	予防接種に関する業務の外部結合について（追加）	決 定
諮問第 43 号	ワクチン接種記録情報連携システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 40 号	健康増進事業の実施に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
諮問第 41 号	予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）	決 定
報告第 22 号	令和 2 年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第 23 号	令和 2 年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第 24 号	令和 2 年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第 25 号	令和 2 年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承

<p>情報・行革担当部長</p>	<p>本日は御多忙の中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日の審議会は、任期満了に伴います委員改選後初めての会合ということになりますので、会長が選出されるまでの間は、情報・行革担当の手島のほうで進行させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、お手元に配布している会議次第に基づいて進行させていただきます。次第の2でございます。改めまして、お暑い中、またコロナ禍の中で御参集いただきまして、心よりお礼を申し上げたいと思ひます。また、皆様におかれましては、今期の委員をお引き受けいただきまして厚く御礼申し上げます。皆様にお渡しをする委嘱状につきましては、大変恐縮ですが、席上に配布させていただいておりますので、是非御確認いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、この委嘱に当たり、私から一言御挨拶をさせていただきます。この杉並区情報公開・個人情報保護審議会は、既に30年以上にわたり、区の情報公開制度あるいは個人情報保護制度の適正な運用について審議をしてきた組織でございます。この間、委員の皆様からは貴重な御意見を賜り、様々な施策に反映をさせてきたところでございます。</p> <p>そういった中で、昨今のこの情報政策に関しての状況ですが、御承知のとおり、本年5月、国におきましては、いわゆるデジタル改革関連法が成立し、その中には個人情報保護法の改正も盛り込まれているところです。特に、自治体の個人情報保護制度を全国的な共通ルールにしていくという趣旨が規定されており、個人情報の定義も、国あるいは民間、そして自治体で統一するというような内容となっております。今後、2年間の中で、この法律の趣旨をいかした区としての条例も見直しが進むようになってくるのではないかと考えているところです。区といたしましても、区が管理する情報、とりわけ個人情報の保護につきましては、最大限の配慮を払い、適正かつ厳格な管理運用に努めているところでございまして、この姿勢は今後とも変わりませんので、是非御承知おきいただければと思ひます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、こうした区の姿勢を是非御理解いただき、様々な御意見やお知恵を頂戴できれば幸いです。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第の3に移ります。先ほど申し上げましたとおり、改選ということですので、今期の委員の皆様簡単な自己紹介をお願いしたいと思っております。なお、本日は、宇田川委員、細川委員、水町委員の3名の方から都合により欠席との御連絡を頂いておりますので、御報告をさせていただきます。それでは、席上に配布いたしました委員名簿の順をお願いしたいと思ひます。</p>
<p>委員</p>	<p>各委員から自己紹介</p>

情報・行革担当部長	<p>どうもありがとうございました。続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。(事務局職員の自己紹介)</p> <p>次に、次第の4に移りたいと思います。会長及び会長職務代理の選出でございます。会長の選出ですが、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項に、会長は委員の互選により行うと規定されているところです。いかがいたしましょうか。御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。</p>
委員	<p>前期の審議会におきましても、会長として公正、的確な会議運営をなされた佐藤委員に引き続きお願いするのが適切かと思っておりますので、御推薦申し上げます。</p>
情報・行革担当部長	<p>今、佐藤委員を会長にとの御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
(異議なし)	
情報・行革担当部長	<p>よろしいですか。どうもありがとうございます。それでは、佐藤委員が会長に選出されましたので、これから佐藤委員に会長として進行をお願いしたいと存じます。それでは佐藤委員、会長席にお移りいただきたいと存じます。それでは、佐藤会長から御挨拶を頂きたいと存じます。</p>
会長	<p>ただいま皆様の御推薦を頂き、会長となりました佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。前期に引き続いて、また会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会長職務代理の選出でございます。会長職務代理は、会長に事故があるときに代わりを務めていただく方ですが、審議会条例第4条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。つきましては、杉並区の法律相談において、弁護士として区民の方とも関わりのある浅見委員にお願いしようと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、浅見委員、どうぞこちらの職務代理の席にお移り願います。</p>
職務代理	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第の5に移らせていただきます。審議会の所掌事項等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
審議会の所掌事項等について	
情報政策課長	<p>審議会の所掌事項等について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明について、御質問はありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、次第の6に移ります。審議会条例第7条の2第1項に基づき、設置する部会について事務局から説明をお願いいたします。</p>
情報政策課長	<p>審議会条例第7条の2第1項の規定に基づき、特定の事項について審議するために部会を設置することができるようとなっております。これまで、「特定個人情報保護評価第三者点検部会」及び「住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」の2つの部会がありまし</p>

	<p>た。第三者点検部会においては特定個人情報の取扱いについて、運用監視部会においては、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステムに係る適正な運用について情報セキュリティの専門的な知識に基づき御審議いただき、部会での審議の結果を踏まえまして、こちらの審議会において審議、区長への答申を頂いているところです。</p> <p>これらの部会の所掌に関する事項につきましては、引き続き、部会にて事前の御審議をいただき、その結果を踏まえて審議会にて審議・答申をいただきたいと思ひます。</p>
<p>会長</p>	<p>今、事務局から説明がありましたように、諮問の内容によっては検討に時間の掛かるもの、専門的な識見を必要とするものがあります。そうした案件については、その場で答申を行わずに、審議会の開催日とその次の審議会の開催日との間の日程で、専門の部会を開いて時間を掛けて検討し、その結果を当審議会を受けて、改めて審議し、結論を出すという方法を取っております。事務局からの説明では、第三者点検部会及び運用監視部会については、これまでどおりの運用としてもらいたいとのことですが、御意見、御質問はありませんか。</p> <p>特にないようですので、事務局から説明のありましたとおり、審議会の部会として、「特定個人情報保護評価第三者点検部会」及び「住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」を設置することとしたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。続いて、第三者点検部会及び運用監視部会の部会長及び部会の委員について、審議会条例第7条の2第2項に基づき会長が指名することになっております。</p> <p>まず、第三者点検部会の委員ですが、これまで当審議会の学識経験者で構成しておりましたので、引き続き、学識経験者の浅見委員、加藤委員、細川委員、水町委員、私、佐藤の5名で部会を構成したいと思ひます。部会長については、本日は欠席されておりますが、引き続き水町委員を指名したいと思ひます。</p> <p>続いて、運用監視部会の委員ですが、こちらについても、これまで当審議会の学識経験者で構成しておりましたので、引き続き学識経験者5名で部会を構成したいと思ひます。部会長については、引き続き、私、佐藤が担当したいと思ひます。</p> <p>それから、審議会の委員の皆様は、これらの部会を傍聴することができますので、御都合がよろしい場合には、是非傍聴していただきたいと思ひます。</p> <p>次に、次第の7に移ります。議題に入ります。本日は次第としてお配りしておりますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしまりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。はじめに、会議録の作成方法、資料2の令和3年度第2回の会議録について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>会議録の作成方法について説明する。</p>

会長	<p>事務局から、会議録の作成方法について説明がありましたが、従前どおりの方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、令和3年度第2回の会議録についてですが、まず、事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>特段ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から、会議録について訂正箇所、御意見などはありますでしょうか。特にないようですので、令和3年度第2回の会議録については確定といたします。</p> <p>次第の8に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・行革担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・行革担当部長から諮問文を受けました。</p> <p>ところで、当審議会では、審議の進め方について従来からルールといえるようなものがありますので、委員の皆様方には是非御協力いただきたいと思っております。今回、審議会委員の任期が改まり、新しい委員に出席していただいておりますので、そのルールについて改めて御説明いたします。ルールは大きく分けて3つあります。</p> <p>第1に、諮問については質問と意見を分けて審議をすることにしております。当審議会の意思を明確にするために、質問と意見を分けて発言をお願いしております。諮問についての説明を聞いた後に、まず御質問を伺います。その後に御意見を伺うという順番で議事を進行いたします。</p> <p>第2は、諮問に対する意見の内容についてです。当審議会では、区で予定されている事業について、個人情報保護の観点から適正であるかどうかについて承認するかあるいは不承認とするかを、区長から意見を聴かれております。御意見は、例えば、諮問事項について承認する場合に、このような条件でやってもらいたいというようなことを付け加えたり、あるいは不承認の場合は、その理由を述べていただきたいと思っております。御意見を頂戴した後は、審議会条例第6条第2項の規定に基づき、出席委員の過半数で決め、可否同数のときは会長が決めることとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、その事業が個人情報保護の観点から適正であるかどうか諮問されております。その事業をすること自体が適切であるかということも諮問されているわけではありません。</p> <p>この適正と適切な違いを、例を出して御説明したいと思っております。一番分かりやすいものとして、この審議とは関係ありませんが、会計監査のようなときに、例えば、鉛筆を1箱買いましたと、その費用を精算しますといった場合、1箱200円で買って200円の領収書を提出したらそれで精算しますというときに、領収書にルール上はただし書きで「鉛筆代」と書いていなければ駄目ということであれば、領収書に金額だけ書いてあったら、これは適正ではないということになります。ですから、定められた手順の基準などに合致</p>

しているのかということで、適正かどうかを問うことになろうかと思いません。

このときに、鉛筆を購入するということの精算について適正かを尋ねられた場合には、簡単に言うと鉛筆代と書いてある領収書さえあればいいことになってまいります。ただ、そのときに、例えば、鉛筆が1箱1,000円だったとします。1,000円は常識的に考えて高いのではないかと思っても、領収書が1,000円だったら、精算上の手続は適正ということにならざるを得ません。ただ、それは適切かと言われれば、やはり常識的に高いのではないのかということで、価格は適切ではないかもしれないが、手続としては適正ですと言わざるを得ないということです。

今回、諮問されているのは、区が予定している事業について、個人情報保護の観点から適正であるかと聞かれているということになります。先ほどの鉛筆の話に戻りますと、例えば、価格が1,000円だったらおかしいのではないかということで、未来永劫1,000円でも買えることになるかということ、それが問題だということであれば、別途、鉛筆は1箱上限金額を200円にしますという定めを作れば、それ以降は1,000円で買った鉛筆は不適正と言えるようになるわけです。ただし、その基準を定めていない限りは、経費の精算の観点だけからすると、定めがないのであれば、1,000円の領収書がきちんとあれば、それは精算という観点では適正と言わざるを得ないことになります。

同じく、そもそも論として、鉛筆を買う必要があるのかということもあります。でも、精算という観点からすると、200円の領収書があれば、それは適正と言わざるを得ないことになろうかと思いません。

今の鉛筆の例は非常に分かりやすい極端な例を申し上げましたが、今回こちらの審議会で諮問する内容についても、個人情報保護の観点から適正であるかということをお問われているので、それに対してのことについて時間を取りたいと思います。とはいえ、先ほどの鉛筆の話ほど単純ではありませんので、若干、その事業が適切なのかということに関しても参考に考えながら、それが本当に適正なのかを考える必要がありますので、全くがっちりと適正以外のこと、いわゆる基準に合致しているか以外のことを一切質問するということではありません。ただ、余り極端に、鉛筆の値段がどうなのか、更には鉛筆でなくシャープペンシルでよかったのではないかと、そもそもそれはパソコンで打てばシャープペンシルも要らないのではないかとということになってきてしまうと、元々の精算が適正かどうかということを確認されている会議としては、時間的にはそこに多くを割くことはできませんので、場合によっては質問を打ち切らせていただくことを御容赦いただければと思います。

第3は、発言の際の留意事項です。発言者がどなたかを明確にするために、発言の際は挙手をしていただき、私から指名されてから発言するようにお願いいたします。審議会の委員については、私がお名前をお呼びしますので、

	<p>名前を呼ばれてから御発言ください。それから、説明に応ずる実施機関、事務局の説明者は、挙手した後に御自分で機関名を名乗ってから発言をお願いします。指名を受けた審議会委員と説明者との間でのやり取りについて、質問して答えが出て、その答えにまた質問するというような一連の流れについては、発言の度に挙手をする必要はありませんので、そのまま連続してください。説明者が変わる場合や、逆に質問者のほうで異なる質問や意見に変える際には、改めて挙手と指名を受けるようにしていただければと思います。そのようなルールを設けておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>最後に、委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願ひがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願いいたします。</p> <p>少し長くなりましたが、会議次第の裏面、報告・諮問事項一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。はじめに、諮問第 29 号、報告第 8 号と諮問第 30 号・諮問第 31 号、それから報告第 9 号・報告第 10 号、諮問第 32 号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
諮問第 29 号 報告第 8 号、諮問第 30 号・第 31 号 報告第 9 号・報告第 10 号 諮問第 32 号	
情報政策課長	諮問第 29 号、報告第 8 号と諮問第 30 号・諮問第 31 号について説明する。
情報システム担当課長	報告第 9 号・報告第 10 号について説明する。
情報政策課長	諮問第 32 号について説明する。
会長	それでは、先ほど申し上げましたとおり、最初に質問を伺い、その後に質問が終わりましたら意見を伺います。質問はありますでしょうか。
委員	質問ですが、報告第 8 号と諮問第 30 号・諮問第 31 号の成人祝賀のつどいについて、まず 1 点お伺いしたいと思ひます。4 ページ、成人祝賀のつどいの個人情報登録票です。個人情報の記録の内容の社会活動等の情報の 1 つ目に「学歴」という記載がありますが、確認ですが、もちろんこれは、いわゆる学歴が一覧で出ているというのではなく、卒業した小学校の情報などといった内容でしょうか。その詳細をお知らせください。
児童青少年課長	委員御指摘のとおり、こちらについては区外転出者から問合せがあった場合についてなのですが、当時の居住している住所地、若しくは出身の小中学校を教えていただくことになっておりますので、出身の小中学校のことを指しております。
委員	分かりました。報告第 8 号と諮問第 30 号・諮問第 31 号については以上です。もう 1 点、諮問第 32 号の社会教育センターのことで質問させていただきます。指定管理者が取り扱う個人情報の②の主催事業等の実施業務の中の 25 番の「発言内容」という項目に「(音声)」という記載があります。この記載

	の意味を御説明いただきたいと思います。
生涯学習推進課長	これについては、年度ごとの事業報告で、書面として記録する際の録音を想定しております。
委員	確認ですが、報告書用ということで音声に限定しているということになると思いますが、これは必要がないから動画としての録画ではなく、報告書作成用だから音声を記録する意図だということでしょうか。
生涯学習推進課長	そのとおりです。録画は想定しておりません。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	<p>成人式について2点伺います。今回、「式典参加状況」を取ることにしましたけれども、これは今までは取っていなかったのかということと、今回それを取ることにした理由を伺います。1つ想定できるのは、今年1月の杉並区における成人式に、対象者でない方が参加していたということがありましたけれども、そういうことがないようにするために参加者を確認するようにしたのかどうか1つです。</p> <p>もう1つは、事前に申し込む形式になっておりますけれども、例えば急に参加できるようになったという、遠くにいるのだけれども杉並区に戻ってきたというときに、案内状だけを持って行き、私はこういう者ですよと、免許証を提示するといったような方法で、登録なしで参加することができるのかどうか、以上2点を伺います。</p>
児童青少年課長	<p>1点目の式典参加状況についてです。こちらは何を指すのかということ、申込みをする出席の希望回と実際に入場をしていただいた入場時間のことを「式典参加状況」ということで把握することになっております。これは今までは取っていません。何のためにということですが、こちらは説明書にも書いてありますが、大きな理由としては事前に参加回数を把握させていただくことで、当日の業務の円滑化を図れるということと、もう1つは、新成人の利便性の向上を図ることが大きな理由になっておりますが、今、御指摘があったように不正な侵入という案件もありまして、副次的な要因としては、本人確認の徹底を併せて図っていきたいということを考えております。</p> <p>2点目ですけれども、当日急に出席できるということでお越しになった方についてです。こちらの方は、事前に区内に住所があって案内状を送付している方については、事前の申込みはなく当日お越しいただいても、当日その場で再度Webサイトにアクセスをして登録をしていただいて、その方の携帯やスマホにQRコードを発送して入っていただくという措置を取る予定です。ただ、区外転出者の方については、事前に御連絡を頂いていない場合は、当日の参加は難しいということで、お断りをしていく予定としているところです。</p>
委員	そうすると、本来でしたら参加できるにもかかわらず、例えばスマホを持っていないとか、ぎりぎりだったのでQRコードを発行してもらえないというような事情で、参加したくても参加できないという方が発生するわけ

	ですけれども、杉並としてはそれで構わないと、参加できない人がいても構わないということでしょうか。
児童青少年課長	スマホをお持ちでない方の対策として、事前にスマホで登録できない方については、当日送付している案内状をお持ちいただければ、その場で代わりにこちらの職員が登録をして、QRコードを取得してその場でお入りいただきますので、そういった方も当日お越しいただければ参加できるような配慮をしたいと考えております。
委員	そうすると、そういった手続をしないと、つまり自分のいろいろな情報を提出しないと成人式には参加できないということですね。
児童青少年課長	そうですね、そういった基本的な情報については教えていただかないと、参加は難しいということになるのかなと思います。
委員	次に、高円寺の社会教育センターの指定管理者のことで。まず、当区の情報公開条例を読みますと、第18条になりますが、実施機関である区に対するものと指定管理者に対する情報公開における義務に差がありますよね。簡単に第18条を説明していただけますか。
情報政策課長	指定管理者については、公の施設を管理するということから、この情報公開条例の趣旨ののっとり、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとするという形で規定しております。
委員	そうすると、公開の度合が、実施機関である区であるのか、それとも相手が指定管理者であるのかによって異なることがあり得ますよね。区の場合は、基本的にその条例に沿ってやるわけですが、指定管理者の場合は努めるものとする。最後の第3項に、区が「指導するもの」とありますけれども、その度合が違うのですよ。つまり、ここに指定管理者の裁量というものが入っていて、同じように情報公開請求をしたのだけれども、出てくるものが違うと、度合が違うということがあり得るのではないですか。どうして、こういう作りになっているのでしょうか。差を作っているのでしょうか。
情報政策課長	指定管理者が情報公開をする場合はこの条例にのっとり、準じた形となりますが、杉並区の条例を使うわけではなく、指定管理者の規定に基づいての公開になると認識しております。
委員	ですから、そうすると出てくるものが違うことがあり得るのではないですか。それとも、その規定は杉並区の規定と同じレベルで公開されると考えていいのでしょうか。それとも、区が指導しないと、そのようにはならないのでしょうか。
情報政策課長	様々なパターンがあるかと思うのですが、基本的には条例では、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとするという形になっておりますので、指定管理者と協定を結ぶ際に、そういったところも細かく指定していくことになるものと考えております。
委員	そうすると、条例では「努めるものとする」となっているのだけれども、実際に区と協定を結ぶときには、それは義務規定のようなものにするという

	ことですか。つまり、条例より厳格な制限をかけるというか、公開を命ずるということになるのですか。
生涯学習推進課長	情報公開も個人情報についても、実施機関である区と指定管理者との間で、協定に基づいて守ることを入れてやっていただくということです。
委員	何か答弁がかみ合っていないですね。だから、協定で決めると言っているのだけれども、そうではなくて、もっと一般的なレベルで、つまり個別に協定で決めるというのではなくて、一般的なレベルで、杉並区の公開の基準と同じようにするというようにすればいいだけではないのですか。
情報政策課長	指定管理に関わる協定の基準を定めているところではあります。今、手元にはないので詳細な内容は御説明できませんが、区全体として、こういった形で指定管理者と協定を結ぶかといったガイドラインを定めておりますので、それにのっとって各所管が協定を結ぶ形になります。ただ、杉並区としては、やはり情報公開の透明性を考えておりますので、そういったところも鑑みて協定書をそれぞれ結んでいく形になります。今はそのような御説明を差し上げたいと存じます。
委員	一番気になっているのは、いろいろな請求をしたときに、企業秘密だというような理由で公開を拒むというか、黒塗りで出てくるというようなことがあります。そういったところに、指定管理者のいろいろな作為、裁量が入る余地があるのではないかということを、私は大変懸念しているわけです。
情報政策課長	区が情報公開をする場合ですが、やはり各事業者それぞれが独自のノウハウをお持ちですので、そういったものが公になると、その後、その事業者独自にせっかく作り上げたものが、他事業者も使うようになってしまい、その事業者の独自性が失われてしまう形になります。そういったものは、区の情報公開であっても黒塗りにして出しているところです。そういったことで、事業者も同じような形で検討していくのではないかと思います。
委員	基本的なことを確認したいのですが、報告第8号と諮問第30号・諮問第31号で外部委託先との授受が「磁気媒体」となっています。それで、フロー図を確認しますと、杉並区と対象者管理システムは「データを送付」というやり取りになっているのですが、この磁気媒体の授受と送付との関連というか、最終的にはこの磁気媒体はどのようなようになるのかを教えてください。
児童青少年課長	磁気媒体、これは「送付」と書かせていただいておりますけれども、実際にはUSB若しくはDVDの電子媒体でやり取りをしようと思っております。この「送付」と言われているところが、いわゆる磁気媒体を使ってやり取りをするところと御理解いただければと思います。
委員	授受の方法は、直接手渡しということの確認でよろしいわけですね。
児童青少年課長	基本的には、そのように考えております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	先ほどの質問の件で、そもそも指定管理者の場合、個人情報の条例はない

	のですね。
情報政策課長	まず、杉並区が持っているもの、例えば指定管理事業であっても、その業務に関わるものについて区が持っている情報については、情報公開条例の下でやります。
委員	もちろん、それは分かります。
情報政策課長	今度は指定管理者が持っている、指定管理者として、事業者としての情報については、区の情報公開条例の範囲内には入っていないです。ただ、情報公開条例では指定管理者については、努力義務ということで規定しているところです。
委員	その規定は何の規定ですか。
情報政策課長	情報公開条例の第 18 条です。
委員	情報公開条例ですか。個人情報保護条例ではないのですか。
情報政策課長	そうではないです。お手元の資料 1 の 76 ページです。
委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	成人祝賀のつどいについて、報告第 8 号と諮問第 30 号・諮問第 31 号についてです。7 ページ目のフロー図に、A の杉並区から B の民間事業者の対象者管理システムにはデータが渡されると。そこから、案内状の送付や Web を介した申込みという形でやられると書いてあるのですが、そもそも対象者のデータの住所、氏名等の個人情報も、Web 上のインターネットにアクセスできるシステムに格納されてしまうというイメージだと思うのですが、その見方でよろしいのでしょうか。
児童青少年課長	送付をする前には、住基情報を基に氏名、住所、生年月日を取らせていただいで、案内状を発送させていただくと。そういった情報は、このシステムの中に入れ込む予定としております。
委員	情報漏えい、データ漏えいの観点からだと、インターネットにアクセスできるシステム上に個人情報を余り置いておかないほうがいいと私は思うのです。そうすると、案内状を送付するだけであれば、インターネットにアクセスできないシステムに個人情報の住所、氏名等を入れておいて、案内状を送付すると。そして、インターネットでの申込みなどをする管理システム上には、整理番号とメールアドレスというようなものだけを格納するというような、2 段階にするイメージで情報漏えいへの対応を行うべきかと思うのですが、その辺りは今回のシステムでは考慮されていないということですか。
児童青少年課長	案内状をお送りするときには、ログイン ID というものを同時にお配りいたします。こちらについては、そういった住基情報を基にしたこちらで振った整理番号と生年月日をそれぞれの方に割り振りをして、その方にログイン ID を配布すると。その ID がない限り、そのシステムにはアクセスできないというところを担保しておりますので、そこでしっかり対応していきたいと考えているところです。

委員	正直なところ、いろいろとセキュリティをかけたシステムでも、不正アクセスでデータを吸い取られたというのはニュースにもなっていると思うのです。そういうものを防止する観点で考えると、住所、氏名は別の所に置いておくとか、紐付けはその整理番号でやるという形を取っておいたほうが良いと思うのですが、その辺りは大丈夫なのですか。
児童青少年課長	Webサイトから直接サーバーには特段侵入ができないことになっていると認識しています。
委員	私も余り詳しくないのですが、その辺りは気になる場所です。それから、諮問第 29 号についてですが、先ほど説明もあったのですが、文章でのやり取りということが入場券の回収のことだというお話だったので、それ以外の情報は特に取得しないということですね。委託業者にいかないということによろしいのですか。
高齢者施策課長	はい、そのとおりです。
委員	ちなみに、その回収した入場券は、どのように扱われる想定でしょうか。
高齢者施策課長	その日のうちに区で回収をしまして、一定期間区で保管した上で、その後廃棄を予定しております。
委員	分かりました。報告第 9 号・報告第 10 号に移ります。そもそも杉並区のこういう業務、システムが全体でどれぐらいあって、今こちらで追加されたと言われているような個人番号を利用している業務は、そのうちどれぐらいになるのかは、分かりますか。
情報システム担当課長	個人番号を利用した業務でございますが、区では 14 業務について取り扱ってございます。その 14 業務から、さらに詳細に分かれています。
委員	14 業務なのだけでも、細かく分かれているのがどれぐらいなのかなというのは、ここに今回、副本の追加があったものということで、88～105 番までいろいろとそれぞれの細かいシステムが書かれているわけですね。9 ページ目からは、それぞれの業務が大量に書かれていて、大きく分けたら 14 業務なのかもしれないのですが、それ以上にたくさんあるのですよね。こういう報告があったので、今現在どれぐらい使われているのかを率直に知りたいなと。そうすると、全体としてどれぐらいのシステムが動いていて、そのうちどれぐらい個人番号が利用されているのかがちょっと知りたいなと思ったのです。
情報システム担当課長	今、手元にお答えできる資料がございませんので、お調べして後ほどお答えいたします。
委員	分かりました。最後に諮問第 32 号の指定管理についてです。単純に疑問が 1 つあるのですが、他の諮問事項ですと、報告諮問事項説明書みたいな形でフォーマットが一定決まっているのですが、こちらの諮問第 32 号はそういったフォーマットではない形で諮問の説明がなされているのです。これは、なぜ諮問第 32 号だけ特別な形というか、フリーフォーマットで書かれているのかが疑問になりました。

情報政策課長	案件によって、より分かりやすい形で諮問を行っているところです。指定管理については、従前からこの形が分かりやすいだろうということで、こういった形を用いています。
委員	そうですか。ちなみに、個人情報の管理等の条件の③に委託の禁止とありますが、通常ですと、再委託の禁止というのが条件として書かれていると思います。36 ページの下から2段目の個人情報の管理等の条件の所で、①～⑩までありまして、その中の③が委託の禁止と書かれているのですけれども。
情報政策課長	外部委託記録票のほうは、そもそも区が委託したものを再度委託しないということになります。指定管理は、委託とは違いますので、委託の禁止という表現にしております。
委員	分かりました。
会長	ほかに質問はありますか。
委員	先ほど私が質問した件なのですが、自己情報については情報開示の努力義務もないから、情報開示のほうの規定のみになるという理解で合っているのでしょうか。
情報政策課長	条例上、そういった規定がないということです。
委員	なるほど。むしろ、そっちのほうがあってもいいのかなという気がするのです。一般的な情報公開は、確かに情報は内容が幅広いので努力義務というのも理解できなくはないのですけれども、少なくとも自己情報については、先ほど委員が指摘したように、開示できないというのはちょっと引っ掛かるなという気がするのです。
情報政策課長	協定の中で、そういった工夫をしていく形になろうかと思います。
委員	正直に言うと、開示については余り協定に実際に盛り込んできていないですよ。今まで盛り込んできているのですか。
情報政策課長	今、手元にないのですが、記憶の限りでは区の条例に準じてという形で書いてあったのではないかと思います。
委員	分かりました。そっちはあってもいいかなという気がしたのです。
会長	ほかに御質問はありますか。では、意見に移ります。
委員	報告第8号と諮問第30号・諮問第31号の成人祝賀のつどいで、委員から質疑がありましたが、7ページの業務フロー図のB、対象者管理システムで持っている個人識別情報を最少化するべきであるという趣旨の御意見だったと思うのです。それに関してはそのとおりだなと思いますので、AとBで連携することによって個人の情報が完成するという形のBのシステムで持つ情報の精査については、ワクチン接種予約のサイトなどがかなり新しいやり方、洗練されたやり方でやっているかなと思いますので、そういったものも参考にしながら、より良い形でスタートしていただくことを要望したいと思います。 あとは、特定の報告、諮問に紐付くことではないのですけれども、先ほど

	<p>情報政策課長から御説明があったとおり、今回の審議会から欄外に※印で用語の解説を付けていただいております。この取組に関しては、審議の精度を上げていく上で非常に重要な内容かと捉えておりますので、感謝を申し上げますとともに、引き続きこういった補足をお願いできればと思っております。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>報告第8号と諮問第30号・諮問第31号の成人式のことです。区が定めた方式にのっとり個人情報を提供しないと、成人式に参加することができない、拒否されるというような仕組みに変わろうとしています。確かに、全部のデータがきちんと電子データに入ると美しいのだろうけれども、しかし、そうではない形も考えるべきではないかと思います。例えば、中にはこういった電子的なQRコードで発するようなことができない人もいるかもしれません。若しくは、それに大変手間取る人もいると思います。そういった意味では、こういったやり方はどうなのかとは思いますが。反対はしませんけれども、意見として申し上げます。</p> <p>それから、指定管理者のほうですが、すみません、私が質問をするときに個人情報保護条例と情報公開条例を混同して聞いたような気がするのです。その辺りで混乱を発生させました。お詫びいたします。諮問について異議はありません。</p>
委員	<p>まず、諮問第29号ですけれども、外部委託して入場券という個人情報が委託先に渡るということで、回収した後の取扱いは重々確認をして対応していただければと思います。それが別な所に流れてしまって、高齢者の方への不正なオレオレ詐欺などにならないように対応していただきたいと思います。</p> <p>報告第8号と諮問第30号・諮問第31号については、Web上に個人情報を載せるときに不正アクセスはできないシステムだとおっしゃっていましたが、人が作るものなので、システムというのはミスもあるものです。システムの不具合によってそういうものが流出することも多々あるので、なるべく案内状を送付するときのデータはWebにアクセスできないシステム上で作って、整理番号等で紐付けをしながら、Web申請を行うようなシステムのほうには、個人情報を住所まで入れないとか、なるべく流出したときの被害を避ける、小さくするというような形で対応を検討していただきたいと思います。この辺りの意見を付しまして、対象となっている諮問には賛成いたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>先ほどの点は意見として聞いていただければ結構なのですが、何を契約に盛り込んで、何を条例に盛り込むかというのを、区の職員の方に申し上げるよりは、恐らく審議会できちんと整理すべき問題なのかもしれませんけれども、それがはっきりしていないと、場当たりに条例に準拠するよにといったような、入れ込めばいいでしょうということになりかねないのかなと思ったりするのです。指定管理者はいろいろなタイプがあるので、一概に言えなくて難しいと思うのですが、今言った個人情報の開示などは</p>

	<p>比較的この分野では重要なものなので、本当は条例に組み込んでしまえばいいのかもしれないですし、ちょっとそこは分からないですけれども、少し整理して考える必要があるのかなと思いました。</p> <p>もう1点は、これも委員の発言と重なるのですけれども、私も成人式でそこまで本当に管理が必要なのかというのが、そもそもよく分からないなという疑問がちょっとありました。個人情報と関係がないので特に申し上げなかったのですけれども、我々の時代は隣の町から平気に来て、隣の町の式に出ましたという人がいっぱいいたと思うのです。だから、よっぽどのことが去年あったのか、私はその辺りは分からないので、そこまでガチガチにやる必要はどこまであるのだろうというのは、個人的な感想ですが、もしかしたら事情はおありなのかもしれないですけれども、思ったりしました。これでそこまで管理してお金を掛ける必要はあるのかなという気持ちはちょっとだけあります。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。
委員	<p>成人祝賀の会の個人識別情報の件で、もう1つ意見です。今、住所と氏名という話がありましたが、今回は「年齢」から「生年月日」に変わっています。生年月日が分かると、必ず個人が識別されてしまうという怖さがありますので、やはりネットの中に載せる情報として、住所、氏名だけでなく生年月日も載せないでいただきたいと考えております。今まで「年齢」となっていた所、成人式の判断なのですごく難しいところだとは思いますが、それでも、「生年月日」はできれば外していただけたらいいかなと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。それでは、報告第8号から報告第10号は了承、諮問第29号から諮問第32号は決定といたします。</p> <p>若干時間が押していますので、質問に関しては簡潔にお願いします。それから、先ほど例え話で申し上げたとおり、鉛筆を買うときに領収書がきちんとしているのかということを確認することであって、鉛筆を買うこと自体が適切なのかということに関して、余りそちらのほうに寄った質問に時間を取りたくはないと思っています。ただ、今回は情報公開条例の第18条に関してのことは10分ぐらい時間を費やしました。ですから、10分間ぐらいがぎりぎり許容範囲内かなと思っていますので、それを超えてということであれば場合によっては質問を打ち切りにします。</p> <p>基本的には、まず予定されている事業に関して、個人情報の取扱いについて適正かということに関しては、この審議会で答申を出さないといけませんので、それを優先したいと思います。それ以外のことに関しては、時間の許す限りというところで、基本的には定刻に終わりたいと思っていますので、御協力をお願いします。</p> <p>では、諮問第33号から諮問第35号、報告第11号、報告第12号、報告第13号と諮問第36号について、事務局から説明をお願いします。</p>
情報システム担当 課長	先ほど委員から頂きました報告第9号・報告第10号の中での御質問、業務の数について御回答いたします。先ほど、14業務と申し上げましたが、

	訂正させていただきます。正しくは、14 課による 70 業務の利用となります。大変失礼いたしました。訂正して、お詫び申し上げます。
諮問第 33 号～第 35 号 報告第 11 号 報告第 12 号 報告第 13 号、諮問第 36 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問はありますでしょうか。
委員	報告第 11 号、報告第 12 号の臨時福祉給付金等支給について、まとめて伺います。特定公的給付を行う際の個人番号利用についての報告ということだと思いのですけれども、特定公的給付の案件というのは、今回のこの 2 件の臨時福祉給付金が初となるという理解でよろしいでしょうか。
子ども家庭部 管理課長	御指摘のとおりでございます。
委員	そうしましたら、報告第 11 号、報告第 12 号について、それぞれ実際の支給はいつ頃になる見込みでしょうか。
子ども家庭部 管理課長	子育て世帯生活支援特別給付金についてお答えします。こちらの給付金については、大きく分けて、申請の必要がないものと、申請が必要なものとがあります。非課税の児童手当の受給者など申請の必要がない方については、本日、7 月 29 日に支給を行っております。それ以外の、申請が必要な方については、7 月 15 日から申請受付を行っておりますので、申請受理後に確認を行い、順次支払うという流れとなっております。
生活困窮者 自立支援金担当課長	私の方からは自立支援金の関係です。7 月 21 日までに審査等が終わった方については、本日から払込みをしています。8 月、9 月については、それぞれ 5 日に払込みができるよう準備をしていきます。
委員	分かりました。そういった意味で、やはり支給までが早くなっている印象を持っていますので、漏えいに気を付けてという形になると思うのですけれども、引き続き推進していただければと思っています。 もうちょっと大卒な話で、公的給付支給の口座の登録について、国から示されている今後の工程を確認します。
情報政策課長	こちらは、国からまだ具体的なものが示されていない状況です。今回の 2 件についてのみ省令が出ましたので、今回このような対応をしているところです。
委員	分かりました。大まかなスケジュールだったり、今後の取組の概要については国から出ていると思うのですけれども、その中で 68 の業務が今後、口座情報利用の対象とされているかと思えます。68 業務あるという中でいうと、これの一件一件について、今後、区の審議会でも対応していくのか等を、この 68 の口座情報利用の業務についての、区の審議会での対応方針を確認して質問を終わります。

情報政策課長	<p>68 業務が示されていますが、これも具体的にどういう形で使うかとか、そういったものが見えていない状況です。それぞれ省令で定めてくると思われれます。この審議会に 68 件を諮るのかどうかとのことですが、国の動向を見ながら一件一件判断させていただきたいと考えています。</p>
会長	<p>ほかに御質問ありますでしょうか。</p>
委員	<p>生活保護のほうですけれども、まずこの件は、生活保護を受給している方が、自分がいつからいつまで受給期間にあるかということを知らないということ自体が、ちょっと私としてはそんなことあるのかなと不思議なのです。それがあから、こういうことになるのでしょうかけれども、あるのか、ないかだけを教えてください。細かい説明は結構です。</p> <p>もう 1 つ、この情報は、本人収集でもないし、本人同意も必要ないということなのだと思いますけれども、そうすると、後々に「〇〇さん、あなたは受給期間でないときに医療機関に掛かりましたね。費用発生させましたね」といったことを、御本人に連絡するのでしょうか、その 2 点を伺います。</p>
高井戸事務所 担当課長	<p>まずは、保護の開始・廃止日ですが、本来でしたら御本人から生活保護の申請を行い、そして御本人の納得、死亡等は御本人の意思が関わらない廃止もありますが、廃止についても御本人の理解の下で廃止をしていますので、原則として保護の開廃は御本人が御存じの情報かと思えます。</p> <p>ただ、生活保護を受給されている方で、ほかの市区町村から転入でいらっしゃる方、そして転出されていく方、こういった方が引き続き生活保護を継続して受ける場合、それぞれ実施機関が異なります。そのときに、御本人もいつ御自分が新しい所で申請したというようなことを御理解いただければいいのですが、タイムラグや御本人の誤解などで、いつからどこの市区町村で保護を継続しているかが分からないといった場合などに、正確に保護の開廃の情報などが分かれば、正しいレセプトの処理等ができますので、私どもは必要と考えています。</p>
委員	<p>もう 1 つです。ここで資産調査をするとあります。この資産調査とは、例えば銀行などの金融機関に調査をするといった、厳格な意味での資産調査をするのでしょうか。それとも、本人の通帳を見せていただくとか、そういった簡便な方法なのでしょうか。</p>
生活困窮者 自立支援金担当課長	<p>今の御質問ですが、御本人の挙証資料の確認程度で、厳格な調査まではいたしません。</p>
会長	<p>ほかに質問はありますでしょうか。</p>
委員	<p>報告第 13 号と諮問第 36 号の演劇の公演に関する業務でお尋ねします。一般的に、登録業務の範囲というのは、例えば事務事業名だとかそういう内容かと思うのですが、この場合は「演劇の公演」というのが業務名になっています。例えば、90 周年事業という業務登録などをして、その中にこういう内容が入ってくるというのが一般的だと、私はそういう理解をした</p>

	<p>のですけれども、これを具体的な仕事の中身である「演劇の公演」という、こういうのはほかに業務登録であるのですかという質問です。</p>
情報政策課長	<p>今、委員がおっしゃったとおり、余りこういう形のものはないところですが、90周年の事業は様々ありますので、個別に「演劇の公演」という新たな取組業務を作ったところです。</p>
委員	<p>報告第13号と諮問第36号です。これは90周年に関わる演劇の事業ということで、区が初めてやるものなのですけれども、個人情報の記録の内容で、これまでは性別をなぜ記載するのか、必要なかということまで問うてきて、国の様式がそのようになっているから、そのようにしていますというようなお答えだったかと思います。今回、あえて性別を入れることで、逆に狭めてしまう範囲も出てくるかということ懸念するのですが、これはなぜあえて入れたのでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>性別の収集なのですけれども、演劇の場合、1人の役者の方が二役、三役やることもありまして、例えば裏で着替えをすとか、控室の関係もありますので、性別ということで収集させていただこうと思っています。また、LGBTQ当事者の方であっても、当然、応募はできるというようになっています。</p>
会長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
委員	<p>報告第13号と諮問第36号について、50ページの委託の条件で、「複写及び複製の禁止」の所に「○」が付いているのですが、今回、外部委託で再委託が必要な理由は、「公演記録映像の収録・編集を映像制作会社に委託する必要があるため」とあるのですが、こういう動画データの編集作業や、それを公開したりするのかなど、DVDに焼いたりするのかなどというのを考えると、「複写及び複製の禁止」というのは本当に可能なのでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>今回、記録映像なのですけれども、実際に公演をした演者とその内容について完成されたものを動画編集の業者が編集するという形になりますので、今回、再委託の可能性があるので、こちらのほうを委託内容に入れているのですけれども、複写につきましては、提出された内容、区のほうにDVDを提出いただきますので、それに基づいて、区のほうはどう展開するかということになるかと思っています。</p>
委員	<p>動画の編集というのは私もやったことがあるのですが、この部分のカットをコピーしてこちらに置いてとか、元々のマスターデータはバックアップのために複製して保存してとかいう形で、複写及び複製は動画編集作業では必ず発生するのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>実際、作業上のそういった、切り取ってそれを貼り付けるということはあるかと思いますが、基本的には編集業務を終えた後というのは、そのようなデータは消去するような形になるかと思っています。</p>
委員	<p>分かりました。次に移ります。諮問第33号から諮問第35号の生活保護に関する業務です。こちらのほうは、元々PDFデータで受け取っていたもの</p>

	を、LGWAN回線のアプリケーションを使った形で外部委託もされるわけですが、その民間事業者側が、いわゆるレセプトデータの中身、個人情報情報を閲覧するようなことはあるのかどうか、その点を確認させていただきます。
高井戸事務所 担当課長	レセプトを取り扱う業者が、そういったデータを確認しながら作業を行う際に、作業の中身につきましては、受領されたデータについて点検など自動化されていまして、業者が見ることはできないので、安全な作業ができると考えております。
委員	分かりました。要するに、システムの運用のための委託ということだと認識しました。今、現行でPDFデータをもっているという形で、それが保存されているということなのですが、システムを新しく移行した後、PDFデータ自体はどのように今後は扱われるのでしょうか。
高井戸事務所 担当課長	PDFデータは、今後5年間保存していく必要があるのですが、新しくクラウド化されたときには、新システムに取り込むことができますので、引き続き5年間の情報は保存して利用することができます。
会長	ほかに御質問はありますか。では、御意見を伺いたいと思います。御意見がある方は挙手をお願いします。
委員	<p>諮問第33号から諮問第35号について、データの移管というか、システムの移管が発生するということですが、生活保護に関わる個人情報はかなりセンシティブな情報で、それが漏えいするということは、受給されている方々の権利、尊厳にも関わることなので、情報漏えいのないよう、その点だけは重々しっかりと対応して、データ、システム移管のほうをしていただければと思います。</p> <p>それから、演劇の公演に関する業務については、編集作業では複製することはあっても、それは最終的には削除されるとおっしゃっていましたが、そうであるならば、もう少し書き方はあるのかなというところがありますが、民間委託、民間業者がそのデータを残したまま、別な所で不正にYouTubeにアップとか、そういうような不正利用がないようにしっかりと対応していただければと思います。その点、意見として言わせていただいて、それぞれの諮問については賛成とさせていただきます。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。私から、先ほど質問が漏れてしまったのですが、報告第13号と諮問第36号の演劇の公演で、49、50ページですが、これは応募者の生年月日を取得するのですが、これは年齢ではなくて生年月日を取得する理由について教えてください。
文化・交流課長	今回、募集の要件を18歳以上としております。そのため、生年月日を必要としております。18歳以上とするのは、令和3年度時点で18歳以上としていまして、公演は来年ですので、基本的には高校生以下は応募ができないという状況になっています。理由としましては、高校生ですと、学業ですとか、今回は練習も夜間に行う可能性も十分ありますので、そういった理由か

	ら年齢を 18 歳以上ということで公募していく予定です。
会長	では、その回答に対してですけれども、「年」「月」まであればいいと思いますが、「日」まで聞く理由をお知らせください。
文化・交流課長	やはり 18 歳以上を明確に知るためには、何月何日ということも必要かなということで、4 月 1 日生まれだと、学年の判別が難しいというところから、生年月日を聞いています。
会長	4 月 1 日の人のためだけに、「日」までを聞くという理解でいいですか。
文化・交流課長	はい。その可能性もあるということで聞くことにしております。
会長	<p>分かりました。それでは、引き続き意見のほうについてですが、今の生年月日に関しては、そこをもっと、より精細にしてください。4 月 1 日の場合に限ってお答えいただくことであってもいいと思いますが、本来、聞きすぎのような気がしますので、そのところは、安易に生年月日を聞くということはないようにしていただければと思います。</p> <p>もう 1 点、複写及び複製の禁止ですけれども、外部委託記録票における複写及び複製の禁止というのは、とにかく禁止にしなさいということではなくて、業務上必要になったら、複写及び複製の必要性を考えた上で、それを複写及び複製されるに当たって必要な措置を考えましょうというのが、この外部記録委託票の趣旨です。今回の場合ですと、先ほどの委員の御質問のとおり、複写と複製というのは作業上発生するわけですから、これについては、ここを「○」にして禁止というようにするのではなくて、複写と複製というのは業務上必要ですと。なので、「複写及び複製したものに關しては適切に削除することを求める」というようにしませんと、これは逆に言うと、この部分が外部委託事業者からしてみると、禁止と言われているけれども、実際にはするということだと、こちらは、何もそれに関して言及できなくなってしまい、逆効果になりますので、必要なものに関しては、これは別に禁止をしなくていいわけですから、そのための外部委託記録票ですので、そういう認識で外部委託記録票のほうを正しく運用していただければと思います。</p> <p>次にまいりたいと思います。大変申し訳ないのですが、定刻は過ぎる見込みになっております。15 分ぐらい過ぎるかもしれませんので、定刻に退席、お帰りにならなくてはいけないことが決まっている方で、あらかじめこの部分は意見を言おうと思って来たという方がおられましたら挙手をお願いいたします。そうしましたら、その部分だけ先に意見を伺いたいと思います。大丈夫でしょうか。それでは、申し訳ないのですが、16 時 15 分ぐらいまでを目途に継続してまいりたいと思います。</p> <p>報告第 11 号から報告第 13 号は了承、それから、諮問第 33 号から諮問第 36 号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第 14 号から報告第 19 号、報告第 20 号と諮問第 37 号、報告第 21 号と諮問第 38 号・諮問第 39 号、報告第 26 号と諮問第 42 号・諮問第 43 号について事務局から説明をお願いします。</p>

報告第 14 号～第 19 号 報告第 20 号、第 37 号 報告第 21 号、諮問第 38 号・第 39 号 報告第 26 号、諮問第 42 号・第 43 号	
情報システム担当課長	報告第 14 号から報告第 19 号、報告第 20 号と諮問第 37 号について説明する。
情報政策課長	報告第 21 号と諮問第 38 号・諮問第 39 号、報告第 26 号と諮問第 42 号・諮問第 43 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問のある方、お願いいたします。
委員	報告第 14 号から報告第 19 号の戸籍のところですが、平成 11 年の民法改正で成年後見人制度が導入された際に、「禁治産者」という表現は全ての関係法律から削除して、成年被後見人という表現に改められたというように認識していて、久しぶりにこの帳票でこの文言を確認したというところがありました。53 ページの個人情報登録票に、「禁治産・準禁治産」という文言が残っているのは、これは問題がないということでもよろしかったのでしょうか。
区民課長	これについては、民法改正以前に、既に禁治産・準禁治産を受けている方については、改正後はそれぞれ、成年被後見人と被保佐人とみなされるような形にはなっております。ただ、禁治産者・準禁治産者というのは、引き続き戸籍のほうに記載されております。これを成年被後見人のほうに移行の登記というのを申請することはできるのですが、その申請をしていない方などがいらっしゃるため、引き続き登録をするものです。
委員	よく分かりました。続いて、報告第 21 号と諮問第 38 号・諮問第 39 号の電子申請サービスのことについてなのですが、先ほど情報政策課長から、区で電子申請化している手続は全手続の約 1 % という御報告がありました。これは、ほかの自治体、例えば特別区と比較してどういった水準にあるか、またその差はこういった部分にあるかというところをお話いただけますでしょうか。
情報政策課長	自治体によって、電子申請とかデジタル化には差があるところですが、23 区の中だと、杉並区はデジタル化を、これからもしっかりと加速して進めていかなければならない自治体だというふうに考えています。
委員	分かりました。報告第 26 号と諮問第 42 号・諮問第 43 号のワクチン接種証明書なのですが、月曜日から申請の受付が始まっていて、現状でどのくらい来ていますか。
新型コロナウイルス予防接種担当課長	26 日から開始しました受付ですが、26 日受付分が 55 件、27 日受付分が 128 件、昨日 28 日受付分は速報値になりますが 115 件でして、3 日間の合計で 298 件となっております。
委員	分かりました。思ったよりもあったというのが個人的な感想です。生活保護業務で目的外利用をするということですが、この目的を確認します。

新型コロナウイルス 予防接種担当課長	予防接種の事業の中には、高齢者のインフルエンザの予防接種、肺炎球菌の予防接種など、一部自己負担があるものもありますけれども、生活保護の方には無料で接種していただけることになっております。そのために目的外利用をしております。
委員	分かりました。コロナというわけではなくて、ワクチン接種全体の話ということですね。最後に、生活状況等の情報の中で、「接種希望理由」という項目がございますが、接種希望理由について、どのような内容を記載しているか確認して終わります。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	今回の無料接種は強制ではなく、任意の接種となります。接種を受けるための意思表示として「希望します」ということを御回答いただくものです。「接種希望理由」の詳細をお書きいただいているものではございません。
会長	ほかに御質問ありますでしょうか。
委員	報告第 26 号と諮問第 42 号・諮問第 43 号の予防接種に関する業務について確認したいと思います。今回、この旅券番号とか国籍を予防接種証明書のほうに記載するというのが目的だと思うのですが、なぜ VRS のシステムに外部結合で国籍とか旅券番号を入れないといけないのかというのがよく分からないのです。というのは、杉並区として予防接種の情報を持っていて、あとは、もうそれを手続上、旅券番号をそのときに御本人からお聞きして、ここに載せればいいだけですよね。この VRS システムにこの情報を渡す必要性というのは、どこにあるのでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	まず、接種を証明するためには、その人がいつどんな種類のワクチンを接種したか等の履歴を確認する必要があります。日本国におきまして、その情報は VRS で一元管理されております。予診票などの紙資料も存在しますが、区民 50 万人分の紙資料を、その都度倉庫から探すというには現実的ではなく、データベースの中から検索するという方法を選択せざるを得ないというふうに考えております。
委員	接種しているかどうかというのは、この内閣官房「ワクチン接種記録システム（VRS）」で管理はしていますけれども、要するに予防接種証明書とかが欲しいというふうに区民が窓口に来るわけですね、申請があるわけですよね。そのときに、旅券番号とかパスポートを持ってきて、そこでそのパスポートの番号を入れ込めばいいだけで、この VRS に国籍、旅券番号まで登録する必要性はないと思うのです。個人情報というのは余計なものは記録しないというのが基本的な考え方だと思います。この内閣官房「ワクチン接種記録システム（VRS）」に国籍、旅券番号を入れる必要性というのは全く感じられないのです。なぜなのでしょう。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	ごく短期間で発行体制を整えていくという、特に VRS を使用する必要性があるというふうに考えております。また、国が定める統一様式に従った証明書を作成することを求められております。国は、この統一様式の中で旅券番号等を求めているということから、入力するということになります。

情報政策課長	<p>補足です。今、申し上げたように、これは日本と各国との間で、こういった様式のもの、予防接種が済んでいる証明になることを確認しているものです。区独自の様式ですと、その国の人たちに信ぴょう性を疑われてしまい、区民が非常に不利益を被るといったことも考えられるところです。VRSに国籍と旅券番号を入力することで、国指定の様式でしっかりと交付することができるものです。</p>
委員	<p>システム的な問題なのです。このVRSに国籍と旅券番号というのを保存する必要性というのを、全く御説明いただけてないのです。というのは、杉並区でこの予防接種証明書を発行するというのを、杉並区でやるわけですね。VRSを使って、どこか別の自治体でやるわけではないですよ。結局、その予防接種証明書を発行してくださいという申請が、杉並区側に御本人から来るわけですよ。そのときに、旅券番号を持ってきてくださいというふうにすれば、保存する必要性はないのです。システム構築をする上では、そういうことを考えていかなきゃいけないわけです。この旅券番号と国籍というのを、VRSで、ほかに何か使うのですかね。この予防接種証明書を発行するためだけであれば、その場で入力をして、それを保存されないというような形にすべきです。このVRSに旅券番号というようなものまで登録する必要性とかというのが全然感じられないのです。</p>
情報政策課長	<p>国の様式で出すために、このVRSから出力するために、国籍と旅券番号を入れる必要があると認識しています。他の自治体などがこのVRSは見られない状況、杉並区だけが見られる状況になっておりますので、そういったところで、国が、他の国と調整した様式でVRSから打ち出すために、国籍と旅券番号を入れるものです。</p>
委員	<p>その場で発行するためだけに、長期保存するということですかね。それは、もう本当に無駄なことだと思うのです。</p>
情報政策課長	<p>様々な御意見があるかと思いますが、今、申し上げているように、別な様式、杉並区独自の様式で出すことも可能ですと、国は言っています。ただ、そうなってくると、外国に行ったときに、区民が、これは本当に予防接種の証明書かどうかといったことで疑われて不利益を被る。そういったところに配慮し、是非とも国の様式に揃えた形で証明書を出すようにといったことが、国のほうからも助言されております。こうしたことから、国の様式で打ち出すためには、VRSに国籍と旅券番号を入れる必要があるものです。</p>
委員	<p>そういうのは、システムの作りとしてはすごく悪いのですよ。様式なんていうのはシステムを作る側でいろいろ作れるのです。</p>
会長	<p>質問に限るようにしてください。質問を私のほうで再確認します。杉並区においては、このワクチンの接種の証明書の印刷についてはVRSシステムを直接使うという理解でいいですか。杉並区のほうで、印刷のアプリケーションを持っておらず、VRSの出力だけで証明書を発行するという理解でいいでしょうか。</p>

新型コロナウイルス 予防接種担当課長	はい、そのとおりでございます。
会長	ほかに質問があれば続けてください。
委員	では、別の件で質問させていただきます。報告第 20 号と諮問第 37 号です。戸籍の附票に関する業務で、報告第 14 号から報告第 19 号に関わる部分なのですけれども、僕はよく理解してないのですけれども、生年月日と性別が今回追加をされましたということなのですが、今までこれが入っていなかったのかというのは、何か理由があったのでしょうか。
区民課長	今まで入ってなかったというよりも、今回、戸籍の連携を行うために、本人の特定をする必要があると。そのために、生年月日と性別を加えて、それによって、住民票の方と戸籍の附票に登録されている方についての同一性を確認する、そういうような基本的な作業が必要になるため付加したものです。
委員	報告第 14 号から報告第 19 号の部分です。法務省のほうに戸籍副本データの全件送信という説明があるのですけれども、これというのは一体どういったデータになるのか、教えていただけますか。
区民課長	戸籍の副本というのは、戸籍の原本がございまして、その写しを送るとのことでございます。
委員	分かりました。あと、報告第 21 号と諮問第 38 号・諮問第 39 号です。この A I - O C R で手書きのものを読み取ってというふうにあるのですけれども、A I を使ったからといって、100%全部読み取れるわけではないと思うのです。最終的に手書きのものと同じかどうかというのは、どのように確認をするのですか。これは個人情報を扱う上では、名前の漢字が違っていたとか、そうなってくると大変問題があると思うのですけれども、その辺はどういうふうに対応されるのでしょうか。
情報政策課長	これまでも A I - O C R を区で使っていますので、この場でも、昨年度に御説明させていただいたところです。例えば A I - O C R で読み取れなかったものとか、読み取りづらかったものというのはしっかりと分かるような形になっていますので、例えば全く違う人のデータになってしまうとかそういうことはございません。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。では、御意見を伺いたいと思います。
委員	報告第 20 号と諮問第 37 号です。これについては反対をいたします。理由ですけれども、戸籍それから戸籍の附票のデータ、しかも今回は生年月日を付けますので、正に個人の 4 情報が載るわけですから。こういったものをコンビニで出力することが便利どころか、とんでもないことです。忘れたりなんかすると大変なことになりますし、それを取り返すことはできませんので、これには反対をいたします。
会長	ほかに御意見はありますでしょうか。
委員	私も報告第 20 号と諮問第 37 号についてです。このコンビニ交付というこ

	<p>とで、個人情報の漏えいにつながる可能性が大きくなるというふうに感じておりますので、これについては反対といたします。</p> <p>あと、先ほどのVRS、報告第26号と諮問第42号・諮問第43号についてです。正直なところ、国が示す方式にのっとってというやり方はいくらでも作れると思いますし、国がVRSに旅券番号と国籍を入れろというふうに言っているので、しょうがなくというように対応されるということだろうと思いますけれども、そもそもそこに登録する必要性が私は全然ないと思っております。どう考えても、予防接種証明書を申請したときに、旅券番号等をそこに打ち込むだけで、わざわざ記録する必要性はないというところがありますので、これについても反対とさせていただきます。それ以外については、特に反対はいたしません。</p>
会長	<p>ちょっと確認です。最後の意見は、杉並区は独自に証明書発行システムを構築すべきだという意見という理解でいいですか。</p>
委員	<p>違います。この国のフォーマットにのっとった証明書を発行することで、区民のメリットがあるというのであれば、その形でやればいいだけです。ただ単に、VRSの中に旅券番号、国籍を保存するということが自体が無駄だというふうに感じるので、この部分について反対をいたします。</p>
会長	<p>先ほどの御質問で回答を得られたとおり、もともと杉並区にその印刷をするシステムが、証明書を発行するシステムがないから、VRSを使っていて、VRSの入力項目になっているということですよ。ですから、委員がやろうとすることは、VRSシステムを使わずに、別途システム開発をして、それを運用しない限りできないと思うのですが、それを求めるという御意見でしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。VRSシステムだけでできないと思っておりますので、その部分についてはそういうシステム開発が必要だという。</p>
会長	<p>すべきであろうということですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>分かりました。それでは、報告第14号から報告第21号と報告第26号は了承、諮問第37号から諮問第39号と諮問第42号・諮問第43号に関しましては、一部反対はありましたけれども、決定といたします。</p>
<p>諮問第40号・第41号</p>	
会長	<p>次に、諮問第40号、健康増進事業の実施に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について、それから、諮問第41号、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
情報政策課長	<p>この案件につきまして資料はございません。本日、席上配布しました諮問書のほうに、諮問事項が記載してございますので、併せて御覧ください。</p> <p>まず、この特定個人情報保護評価書についてですが、これはマイナンバーを含む個人情報ファイルを保有・変更する場合、その取扱いに当たり、区が</p>

	<p>個人のプライバシー等の権利利益の保護等に取り組んでいることを自ら宣言し、具体的な安全管理措置を区民に説明するために、法令で策定が義務付けられているものです。その評価書の策定に当たり、区民意見の聴取の実施のほか、第三者による点検の実施が義務付けられておりますことから、今回審議会に諮問するものです。</p> <p>今回諮問させていただく内容は2つございます。1つ目が、諮問40号の健康増進事業の実施に関する事務で、番号法の改正により、健康増進事業に関する情報が情報連携の対象に追加されたことから、新規に特定個人情報保護評価書を策定するものです。2つ目は、諮問41号の予防接種に関する事務で、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たり、国が構築したワクチン接種記録システムを新たに活用していることに伴って、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書の記載内容を一部修正し、評価の再実施をすることとなったものです。</p> <p>両案件とも、8月1日から31日まで区民意見の聴取を実施いたしまして、その結果を踏まえて、第三者による点検、つまり本審議会による点検を諮問するものです。</p>
会長	<p>これらの諮問については、内容が複雑で専門的であり、その適正さを確認するために、特定個人情報保護評価書(案)について、区民意見の聴取を行った後、当審議会の学識経験者で構成する部会において第三者点検を行い、その内容を次回、第4回審議会にて部会からの報告を受け、答申することといたします。また、部会の運営については、部会長の水町委員に一任したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>ありがとうございます。それでは、事務局は部会長と調整して、部会を開催してください。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、報告第22号から報告第25号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第22号 報告第23号 報告第24号 報告第25号</p>	
情報政策課長	報告第22号、報告第23号について説明する。
情報システム担当課長	報告第24号について説明する。
情報政策課長	報告第25号について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。
委員	報告第22号なのですけれども、これ、昨年同様、区長の予定表についての請求が膨大に来ていて、これは1年前も取り上げておりますけれども、請求に応じて出している範囲の情報に関しては、情報公開請求を介さずにホー

	ムページ等で公開したほうが、皆幸せではないかと思いますが、そのような検討があるかどうか、確認して終わります。
情報政策課長	区長の予定表ですが、個人情報が含まれているところがございますので、情報公開条例と照らし合わせますと、そのまま公表するのは少し難しいと思っています。現在、ホームページに区長の行動日程を毎日載せていますので、そういったところで情報を公開していきたいと考えております。
委員	分かりました。それはもちろん承知はしておりますして、情報公開請求が2年続いたので、あらかじめこれが来るというふうに捉えて、2週間後に同じように個人情報を調整した上で出すべきではないかというふうに質問をしております。要望になってしまうのですが、そういった検討もされてはいかがでしょうか。
情報政策課長	区としては、まず区が持っている情報は公開が原則になっていまして、その上で、条例等と照らし合わせながら、こういったものを公表するか、公開するのかを決めているところです。現段階では、区としてはホームページのほうで公表するという、一定の考えで行っているところです。
会長	ほかに御質問ございますか。
委員	私も報告第22号についてです。70ページからの情報公開請求の内容及び処理状況の一覧で、請求日が令和2年度なので、昨年4月1日からのものがあるのですが、例えば情報公開請求をしても時間がかかっている、年度をまたいでというお話をよく聞くのです。今のところ、この情報を見ると、年度をまたいで、1年ぐらいというのがあるのかなど。1年もかかりませんか。年度をまたいでなので、年度末に出てきたものは年度をまたいでなので、まだまだ出してもらえないものもあるのだというようなお話もたまに聞くのです。最長で、今どれぐらいかかっているものがあるのか。まだ決定されていないもので、どれぐらい期間が最長であるのかというのは、こちらからは見られないと思うのですけれども。
情報政策課長	こちらのほうでも、なるべく早く速やかに請求があったものは出すようにしているのですが、量が多かったりとか、あとは公開請求されている資料の特定等に時間を要していたりということで、幾分時間を頂いているものがございます。一番時間をお待ちいただいているというのは83ページに記載の、平成29年9月に御請求頂いたものでして、こちらが今、一番時間がかかっているところです。
委員	この決定日で「繰越」となっているものについては、まだ決定されていなくて、待ってもらっているというものということですね。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	報告なので意見になってしまいますけれども、平成29年となると、大分前ですよ。なぜこんなに時間がかかっているのですか。
情報政策課長	詳細のほうはなかなか申し上げづらいところがございますが、幾つかの資料、それを組み合わせないと出てこないようなところで、通常の業務の繁忙

	がありまして、調整を進めているところです。
会長	ほかに御質問ありますでしょうか。では、続いて御意見はありますでしょうか。
委員	質問した内容なのですが、何年も待ちになって繰り返されているものについて、こんなに時間がかかっているのかというのは、改めて年度初めにでも見直して、本当にこんなに時間をかけなきゃいけないものなのかというのはしっかりと精査して、情報公開をしっかりとしていただければと思います。
会長	ほかに御意見ありますか。なければ、報告第 22 号から報告第 25 号は了承といたします。 それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項につきまして、ここで答申をしまいたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。
(答申案文の配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文を情報・行革担当部長にお渡しします。
(答申文の受領)	
情報・行革担当部長	どうもありがとうございました。
会長	本日の議題は以上となります。事務局から何かありますでしょうか。
情報政策課長	2点ございます。確定版の会議録を配布いたします。本日確定いたしました令和3年度第2回の会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りいただければと思います。
情報政策課長	次に、次回審議会の日程についてです。次回の審議会は令和3年11月1日の月曜日14時からを予定しています。場所は中棟6階第4会議室の予定です。どうぞよろしく願いいたします。
会長	それでは、以上で令和3年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は、御協力いただきましてありがとうございました。